



お知らせします

2つの
給付金

臨時福祉給付金

子育て世帯
臨時特例給付金

受給できる可能性のある人がいる世帯には、7月下旬から、案内文書を送付しています。

申請期間

8月1日（金）～12月1日（月）

提出書類

申請書 本人確認・受取口座が確認できる書類の写しなど



Q 基準日（平成26年1月1日）の翌日以降に引越した場合の給付金の受け取りはどうなりますか？

A 今回の2つの給付金は基準日時点で住民票のある市区町村から給付金が支給されます。具体的な申請期間や手続きについては、基準日時点でお住まいの市区町村にお問い合わせください。

Q 基準日以降に生まれた人や亡くなった人は、給付金の対象になりますか。

A 「臨時福祉給付金」基準日に生まれた人は給付金の対象になります。基準日の翌日以降に生まれた人は対象になりません。また、基準日から支給決定がするまでの間に亡くなった人も、臨時福祉給付金の対象にはなりません。

「子育て世帯臨時特例給付金」基準日に生まれた児童は対象児童になります。基準日の翌日以降に生まれた児童は対象児童になりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなった対象児童も子育て世帯臨時特例給付金の対象児童にはなりません。

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の振り込み詐欺や、個人情報の詐取にご注意ください。須崎市や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、市役所や警察署にご連絡ください。

臨時福祉給付金等給付事業実施本部

042・3901

身体障害者・知的障害者 相談員のご紹介

須崎市では障害福祉に長年関わってきた人や、障害に対する深い見識を持った人に身体障害者相談員・知的障害者相談員を委嘱しています。

相談員は、障害のある人や、家族の日常生活上の相談に応じ、福祉事務所などの関係機関との連絡・調整を行います。お気軽にご相談ください。

任期は平成27年3月31日までです。

身体障害者・知的障害者相談員

分野	氏名	住所地	連絡先
身体	にしおか のりあつ 西岡 功 丁	妙見町	☎42・7488
	やまさき ひろし 山崎 厚 志	安和	☎090・8283・1357
	かんの きみえ 菅野 君 恵	西町	☎42・6577
知的	おかざき ふみこ 岡崎 文 子	南古市町	☎42・0031

福祉事務所 障害福祉係

☎42・3691